

平和運動センター情報

第39号 2013年10月25日

富山県平和運動センター発行

知る権利は国民主権そのもの 巨大な情報操作が始まる!!

～特定秘密保護法案反対～

特定秘密保護法案とは

警視庁テロ捜査情報流出や尖閣の漁船衝突事故の動画がインターネット上に流出した事件などをきっかけに、政府は今のままの法律では国の安全・管理体制が保たれないとして、こうした秘密を保全するための法律を新たにつくろうとしています。これまで有識者会議が開催されるなど、政府内で検討が行われてきました。そして、今の通常国会に提出しようとしています。9月3日、安倍内閣は法案の概要を示しましたが、法案全体が明らかになつていません。また、パブリックコメントを募りましたが、短期間で締め切られています。

一般市民にも関係がある

法案では違反した公務員に、懲役10年の最高刑が示されています。これは、国民の不利益に関する内部告発など、不可能になるでしょう。また、国会議員のすべてに情報共有が保証されず、一部の与党関係者や官僚が、情報を独占するおそれがあります。

国にとって重要な「特定秘密」とは、「国の安全（防衛）」「外交」「公共の安全と秩序の維持」の3分野が対象にされています。これらの情報は国民にとって最も大切な情報です。たとえば、国の安全のためということを口実に自衛隊の海外派遣が、外交機密を盾にTPP交渉の中身が。また、公共の安全と秩序の維持などと称して、原発の問題や放射線の影響など、これらが合法的に秘密にされてしまったとしたら。公務員だけの問題などとはとても言えません。

11月1日(金) 定期総会
13:00 自治労会館

